

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	災害公営住宅整備事業(幾世橋地区)(基金型)	事業番号	(1)-1-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(911,453(千円)) 1,383,038(千円)		全体事業費	2,748,199(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。					
事業概要					
平成 26 年 8 月の意向調査結果に基づき、帰還の意思があり、かつ災害公営住宅への入居を希望している町民向けに災害公営住宅 85 戸(うち津波被災者分 16 戸)を建設する。 1 工区 22 戸、2 工区 63 戸と工区分けを行い、段階的に整備することで早期完成を目指す。					
【浪江町復興計画(第一次)】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成 29 年 3 月までに準備するもの)					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回整備する災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度～平成 29 年度>					
【1 工区分(22 戸整備)】(前回申請分)					
・造成工事					
・建築実施設計					
・建築工事					
【2 工区分(63 戸整備)】(今回申請分)					
・造成工事					

<p>【2工区分（63戸整備）】（次回申請分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築実施設計 ・ 建築工事
<p>地域の帰還環境整備との関係</p>
<p>当該整備地域は、まちづくり計画における「復興拠点の中心」としている国道6号沿線に位置しており、付近への仮設商業施設整備、福祉関連施設整備、小中学校の再開等が検討されている。これらの生活関連施設と住宅の整備により、帰還環境の整備が進むものである。</p>
<p>関連する事業の概要</p>
<p>復興交付金事業である津波被災者の防災集団移転先地の整備（宅地7区画）が、同一エリアに予定されている。造成については防災集団移転促進事業と合わせて実施していく見込みである。</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p></p>	

(様式 1-3)

福島県(浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	災害公営住宅整備事業(幾世橋地区) 関連道路整備等事業(基金型)	事業番号	◆ (1) -1-1-2
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(82,720(千円)) 278,187(千円)		全体事業費	278,187(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
帰還に向けた住宅環境整備として浪江町災害公営住宅(幾世橋地区)の整備を進めている。このような中、周辺道路の幅員拡幅や住宅団地内道路(整備後に町道認定)の整備等を行い、住宅団地の住民が安全かつ効率的な交通ができるような環境を整えることで入居促進を図り、更には町民の帰還意欲を高めることを目標とする。					
事業概要					
浪江町災害公営住宅(幾世橋地区)の外周道路の幅員拡幅、及び住宅団地内の道路整備等を行う。					
【浪江町復興計画(第一次)】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成 29 年 3 月までに準備するもの)					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回整備する災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度~平成 29 年度>					
浪江町災害公営住宅(幾世橋地区)の整備に付随する道路整備、集会所用地造成を行う。					
・集会所用地造成工事					
・道路舗装等					
地域の帰還環境整備との関係					
災害公営住宅(幾世橋地区)団地の関連道路等を整備することで、付近に整備予定の仮設商業施設整備、福祉関連施設整備、小中学校の再開等との安全なアクセスによる利便性向上がなされることから、入居促					

進が図られ、更には帰還意欲を高め復興促進につなげるものである。

関連する事業の概要

浪江町災害公営住宅整備事業（幾世橋地区）

平成26年8月の意向調査結果に基づき、帰還の意思があり、かつ災害公営住宅への入居を希望している町民向けに災害公営住宅85戸（うち津波被災者分16戸）を建設する。

防災集団移転事業

復興交付金事業である津波被災者の防災集団移転先地の整備（宅地7区画）が、同一エリアに予定されている。造成については防災集団移転促進事業と合わせて実施していく見込みである。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(1) -1-1
事業名	浪江町災害公営住宅整備事業（幾世橋地区）
交付団体	浪江町

基幹事業との関連性

浪江町災害公営住宅（幾世橋地区）団地の内外道路等を整備することで安全かつ効率的な交通環境を整える。これにより、団地の入居者が安心して居住できるようになることから、入居促進及び帰還意欲の向上を図るものである。

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	浪江町道路整備事業（請戸漁港小高瀬迫線）（基金型）	事業番号	(1)-11-5
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	161,799（千円）		全体事業費	161,799（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>平成 29 年 3 月の避難指示解除に向けて、災害公営住宅整備事業による住宅団地整備や教育施設の整備、請戸漁港の復旧、産業団地の整備等の各種復旧・復興の事業が進んでいる。その中で各施設へのアクセス道路を一体的に整備することにより、帰還した住民の安全性と利便性の確保を図る。</p> <p>本事業により東日本大震災の被害の爪痕が未だにそのまま残っている津波被災地の復旧・復興事業の加速に大きく寄与することにより、住民の帰還促進に繋げる。</p>					
事業概要					
<p>大平山地区住宅団地に居住する住民の交通に関する安全性と利便性を確保するためのアクセス道路の整備を行うため、請戸漁港から国道 6 号線までの用地買収を行う。</p> <p>整備概要 請戸漁港小高瀬迫線（仮称）：L=2.81km W=11.0m （請戸漁港－大平山地区住宅団地－国道 6 号線）</p> <p>各種計画 ＜浪江町復興まちづくり計画 Ⅲ復興まちづくり方針 15 頁＞ (1) インフラの復旧・整備 ①道路関係 【その他の道路】</p>					
当面の事業概要					
<p>平成 28 年度 (第 14 回申請)</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産鑑定業務委託費・用地取得費、物件移転補償費・分筆登記業務委託費、所有権移転登記業務委託費					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>浪江町で進んでいる各種復旧・復興事業を結ぶ道路を他の環境整備事業と一体的に整備する事により、相互間通行の安全性と利便性が大きく向上する。それにより帰還した住民のコミュニティを再生、維持することが可能となる。また、帰還に向けた各事業の事業予定地へのアクセスを確保し相互間通行を効率化することにより、それぞれの事業の実施効率が向上し、浪江町の復旧・復興事業が大きく加速されることが期待できる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>大平山地区住宅団地整備に伴う浪江町道路事業整備（請戸漁港小高瀬迫線）の道路詳細設計、地盤解析を実施する（(1)-11-2）。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	浪江町道路整備事業（一里檀大町線）（基金型）	事業番号	(1)-11-6
交付団体	浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）		
総交付対象事業費	58,160（千円）	全体事業費	58,160（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>平成 29 年 3 月の避難指示解除に向けて、災害公営住宅整備事業による住宅団地整備や教育施設の整備、請戸漁港の復旧、産業団地の整備等の各種復旧・復興の事業が進んでいる。その中で各施設へのアクセス道路を一体的に整備することにより、帰還した住民の安全性と利便性の確保を図る。</p> <p>本事業により復興拠点施設が集中する幾世橋地区の各種整備事業の復旧・復興事業の加速に大きく寄与することにより、住民の帰還促進に繋げる。</p>					
事業概要					
<p>防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業で整備される幾世橋地区住宅団地に居住する住民の交通に関する安全性と利便性を確保できるように各種事業と一体的にアクセス道路の整備を行い、帰還する住民の利便性を高める。</p> <p>整備概要</p> <p>一里檀大町線（仮称）：L=1.45km W=9.75m（うち、橋長 123m）</p> <p>幾世橋 ～ 幾世橋地区住宅団地 ～ 北幾世橋地区住宅地</p> <p>各種計画</p> <p><浪江町復興まちづくり計画 Ⅲ復興まちづくり方針 15 頁></p> <p>(1) インフラの復旧・整備 ①道路関係 【その他の道路】（35 頁のイメージ図参照）</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 28 年度></p> <p>（第 14 回申請）</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産鑑定業務委託費、物件移転補償費算定業務委託費・用地取得費、物件移転補償費・分筆登記業務委託費、所有権移転登記業務委託費 <p>※復興事業である幾世橋地区住宅団地の接道条件を確保しなくてはならないため、道路拡幅事業を速やかに行う必要がある。</p> <p>また、交差点～北幾世橋住宅地区間については、橋梁設計に合わせた道路設計が完成した後に、用地取得費・物件移転補償費の申請を行う予定である。</p>					
<p><平成 29 年度> 用地測量、用地交渉、工事着手</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>浪江町で進んでいる各種復旧・復興事業を結ぶ道路を他の環境整備事業と一体的に整備する事により、相互間通行の安全性と利便性が大きく向上する。それにより帰還した住民のコミュニティを再生、維持することが可能となる。また、帰還に向けた各事業の事業予定地へのアクセスを確保し相互間通行を効率化することにより、それぞれの事業の実施効率が向上し、浪江町の復旧・復興事業が大きく加速されること</p>					

が期待できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	町道上柳町線交差点改良(土場踏切)事業	事業番号	◆(1)-15-1-2
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(215,740(千円)) 238,506(千円)	全体事業費	238,506(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
当町の風土でもあった文化・スポーツ活動を積極的に推進するため、帰還後活動が可能となる環境を整備し、震災からの心の復興の実現と、健康で心豊かな町民生活を目指す。					
事業概要					
<p>浪江町復興まちづくり計画の実施計画では、当該地点に隣接する浪江町地域スポーツセンター(床面積 1階 3552.60㎡、2階 445.19㎡、最大収容人数 3,500人)を含むエリアを「教育文化交流ゾーン」として位置付け、また、解除当初の帰還見込み約 5,000人の町民や町外に避難中の町民を対象にした各種説明会やイベントを開催(町内外の交流イベント、文化芸能の発表会、スポーツイベント、放射線に関するシンポジウムなど、分散開催していたイベントを当施設で集約開催する予定としている。</p> <p>当スポーツセンターは震災前、老朽化が著しかった町営第一・第二体育館(年間利用者 2万 8千人=H20)の代替施設として整備し、2つの旧施設での活動を集約させ、文化スポーツ活動の拠点とする方針で整備をしたもの(帰還当初は 5,000人、その多くが浪江駅北側の帰還が見込まれている。その後、段階的な帰還者の増加や町民交流イベントの定期開催、新規転入者なども想定される)。立地する権現堂地区は町の人口集中地区であったことに加え、避難指示解除準備区域であることから、帰還意向が比較的高くなっている。帰還後は、町民生活の向上を図るため、教育・文化・スポーツ活動の拠点としての再開を予定している。</p> <p>そのような中、帰還の中心となる権現堂地区をはじめとする浪江駅北側エリアと浪江町地域スポーツセンターを結ぶ、町道上柳町線とJR常磐線との平面交差点は、現在、幅員が 4.0mで車両の対面通行が非常に困難な場所となっており、帰還した住民が交差点を通行するための安全対策が課題となっている。</p> <p>当スポーツセンターを整備したことで帰還後は交差点の交通量は大幅な増大が見込まれること(権現堂地区などから、人換算で約 5,900人、車両換算で約 1,500台の通行が見込まれる)や震災前においても、自動車の対面通行による接触事故や自転車通行者の落下事故などが発生しており、また、解除後は、当スポーツセンター施設自体が集約・大型化されたことにより一層の混雑が予想されるため、震災前以上の安全対策が必要になると考えている。</p> <p>こうしたことから、浪江町地域スポーツセンターの利用環境を整備するため、効果促進事業として、平成 27年度から交差点の道路改良工事(JR負担金分)に着手している。また、平成 28年度は町道上柳町線の改良工事を実施する。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
町道上柳町線(浪江町大字権現堂地内) L=60m 3種3級(40km/h) W=7.25(9.75)m (原形 W=3.0(4.0)m)					
〈28年度:14回申請〉					
・不動産鑑定業務委託費及び立木調査業務委託費					
・用地買収費及び物件移転補償費					
・道路改良工事費(町道部分)					
〈既交付部分〉					

<28年度：12回申請>

- ・道路改良工事（JR負担分）

<27年度>

- ・測量設計（JR負担分）
- ・測量設計（町道部分）

地域の帰還環境整備との関係

JR常磐線（浪江・桃内間）が平成29年3月の開通に向けて復旧が進められており、JRの再開によって浪江駅から地域スポーツセンターへのアクセス道としての利用も見込まれる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(1) -15-1
事業名	浪江町地域スポーツセンター改修事業
交付団体	浪江町

基幹事業との関連性

浪江町地域スポーツセンターの利用環境を整備するため、効果促進事業として交差点の改良拡張を行う。

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	浪江町小中学校整備事業(校舎・小学校)(基金型)	事業番号	(1)-15-7
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	325,852(千円)		全体事業費	325,852(千円)	

帰還環境整備に関する目標

当町の未来を担う子どもたちが、安心して義務教育が受けられるよう、避難指示解除に向けて教育環境の整備を図る。

事業概要

国道 6 号線と浪江町役場周辺の地域を当面の復興拠点と位置付け、生活利便施設や住宅の整備を進めていくこととしている。そのエリアにある浪江東中学校を既存にある中学校機能に併せて、小学校機能を追加させるため、外部の壁の補修と全面塗装、内部の、壁の補修と全面塗装、天井の補修等の改修工事を実施する。(校舎、体育館それぞれの施設概要は下表の通り)。

帰還当初は、幼児、学齢児童生徒を伴った住民の帰還は限られると想定される。その中でも帰還する子どもたちの健全な学習環境を整え、少人数を生かした教育プログラムの構築など適切な教育環境を整備することとしている。子どもたちの教育と浪江町の復興・発展とは切り離せないものであるとともに、町民が帰還を判断する上で重要な分野であることに鑑み、帰還に向けて教育環境を整備する必要があると考える。

廃炉に向けた原子力発電所の状況や町内復旧・復興の状況が刻一刻と変遷していく中で、帰還する児童生徒数の正確な人数を把握することは難しく、現浪江東中学校の校舎等を活用し、新しい位置付けでの小中学校を整備するにあたり、1 学年 1 クラスを計 6 クラスでの様々な教室の活用を前提とする。

小中学校のそれぞれの按分は別紙 1 のとおり。校舎の小学校分としては、全 3,134 m²のうち 1,879.77 m²とする。

種別	建築年	面積	建物構造・規模
校舎	昭和 50 年 (大規模改造:平成 19 年)	2,864 m ²	鉄筋コンクリート 3 階建て
技術室	昭和 52 年	270 m ²	鉄骨造 平屋建て
体育館	昭和 52 年	1,064 m ²	鉄骨造+鉄筋コンクリート 2 階建て

【浪江町復興まちづくり計画(平成 26 年 3 月策定)】

Ⅲ復興まちづくり方針

(6) 生活環境の確保

③教育施設

・小中学校については、放射線量が低下したことなど、安心できる環境が整ったうえで子どもの帰還に合わせた再開を目指します。利用する校舎は浪江小学校、幾世橋小学校、浪江東中学校を中心に検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 28 年度～平成 29 年度>
改修工事

地域の帰還環境整備との関係

日本全体の少子化に加え、当町は放射能の汚染による健康被害を懸念するがゆえに帰還を断念せざるを得ない子育て世代が多く見受けられる。

低線量地区内に教育施設を整備し開校させることで、子どもたちの明るい声が聞こえる町を全国に避難している町民へ周知することができ、帰還人口を増加させることにつなげる。

関連する事業の概要

浪江町共同調理場整備事業では、共同調理場を浪江東中学校敷地内に新設する。また、認定こども園も同中学校敷地内に新設し、乳幼児の保育・教育環境整備を図る。教育関連施設を集約させることで、各分野間での連携や教育効果、防犯面を強化する上で有効的である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	43	事業名	浪江町小中学校整備事業(校舎・中学校)(基金型)	事業番号	(1)-15-8
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	217,235(千円)		全体事業費	217,235(千円)	

帰還環境整備に関する目標

当町の未来を担う子どもたちが、安心して義務教育が受けられるよう、避難指示解除に向けて教育環境の整備を図る。

事業概要

国道 6 号線と浪江町役場周辺の地域を当面の復興拠点と位置付け、生活利便施設や住宅の整備を進めていくこととしている。そのエリアにある浪江東中学校を既存にある中学校機能に併せて、小学校機能を追加させるため、外部の壁の補修と全面塗装、内部の、壁の補修と全面塗装、天井の補修等の改修工事を実施する。(校舎、体育館それぞれの施設概要は下表の通り)。

帰還当初は、幼児、学齢児童生徒を伴った住民の帰還は限られると想定される。その中でも帰還する子どもたちの健全な学習環境を整え、少人数を生かした教育プログラムの構築など適切な教育環境を整備することとしている。子どもたちの教育と浪江町の復興・発展とは切り離せないものであるとともに、町民が帰還を判断する上で重要な分野であることに鑑み、帰還に向けて教育環境を整備する必要があると考える。

廃炉に向けた原子力発電所の状況や町内復旧・復興の状況が刻一刻と変遷していく中で、帰還する児童生徒数の正確な人数を把握することは難しく、現浪江東中学校の校舎等を活用し、新しい位置付けでの小中学校を整備するにあたり、1 学年 1 クラスを計 3 クラスでの様々な教室の活用を前提とする。

小中学校のそれぞれの按分は別紙 1 のとおり。校舎の小学校分としては、全 3,134 m²のうち 1,254.13 m²とする。

種別	建築年	面積	建物構造・規模
校舎	昭和 50 年 (大規模改造:平成 19 年)	2,864 m ²	鉄筋コンクリート 3 階建て
技術室	昭和 52 年	270 m ²	鉄骨造 平屋建て
体育館	昭和 52 年	1,064 m ²	鉄骨造+鉄筋コンクリート 2 階建て

【浪江町復興まちづくり計画(平成 26 年 3 月策定)】

Ⅲ復興まちづくり方針

(6) 生活環境の確保

③教育施設

・小中学校については、放射線量が低下したことなど、安心できる環境が整ったうえで子どもの帰還に合わせた再開を目指します。利用する校舎は浪江小学校、幾世橋小学校、浪江東中学校を中心に検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 28 年度～平成 29 年度>
改修工事

地域の帰還環境整備との関係

日本全体の少子化に加え、当町は放射能の汚染による健康被害を懸念するがゆえに帰還を断念せざるを得ない子育て世代が多く見受けられる。

低線量地区内に教育施設を整備し開校させることで、子どもたちの明るい声が聞こえる町を全国に避難している町民へ周知することができ、帰還人口を増加させることにつなげる。

関連する事業の概要

浪江町共同調理場整備事業では、共同調理場を浪江東中学校敷地内に新設する。また、認定こども園も同中学校敷地内に新設し、乳幼児の保育・教育環境整備を図る。教育関連施設を集約させることで、各分野間での連携や教育効果、防犯面を強化する上で有効的である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	浪江町小中学校整備事業（体育館・中学校）（基金型）	事業番号	(1)-15-9
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	168,382（千円）		全体事業費	168,382（千円）	

帰還環境整備に関する目標

当町の未来を担う子どもたちが、安心して義務教育が受けられるよう、避難指示解除に向けて教育環境の整備を図る。

事業概要

国道 6 号線と浪江町役場周辺の地域を当面の復興拠点と位置付け、生活利便施設や住宅の整備を進めていくこととしている。そのエリアにある浪江東中学校を既存にある中学校機能に併せて、小学校機能を追加させるため、外部の壁の補修と全面塗装、内部の、壁の補修と全面塗装、天井の補修等の改修工事を実施する。（校舎、体育館それぞれの施設概要は下表の通り）。

帰還当初は、幼児、学齢児童生徒を伴った住民の帰還は限られると想定される。その中でも帰還する子どもたちの健全な学習環境を整え、少人数を生かした教育プログラムの構築など適切な教育環境を整備することとしている。子どもたちの教育と浪江町の復興・発展とは切り離せないものであるとともに、町民が帰還を判断する上で重要な分野であることに鑑み、帰還に向けて教育環境を整備する必要があると考える。

廃炉に向けた原子力発電所の状況や町内復旧・復興の状況が刻一刻と変遷していく中で、帰還する児童生徒数の正確な人数を把握することは難しく、現浪江東中学校の校舎等を活用し、新しい位置付けでの小中学校を整備するにあたり、1 学年 1 クラスを計 3 クラスでの様々な教室の活用を前提とする。

種別	建築年	面積	建物構造・規模
校舎	昭和 50 年 (大規模改造:平成 19 年)	2,864 m ²	鉄筋コンクリート 3 階建て
技術室	昭和 52 年	270 m ²	鉄骨造 平屋建て
体育館	昭和 52 年	1,064 m ²	鉄骨造+鉄筋コンクリート 2 階建て

【浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月策定）】

Ⅲ復興まちづくり方針

(6) 生活環境の確保

③教育施設

・小中学校については、放射線量が低下したことなど、安心できる環境が整ったうえで子どもの帰還に合わせた再開を目指します。利用する校舎は浪江小学校、幾世橋小学校、浪江東中学校を中心に検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 28 年度～平成 29 年度>

改修工事

地域の帰還環境整備との関係

日本全体の少子化に加え、当町は放射能の汚染による健康被害を懸念するがゆえに帰還を断念せざるを得ない子育て世代が多く見受けられる。

低線量地区内に教育施設を整備し開校させることで、子どもたちの明るい声が聞こえる町を全国に避難している町民へ周知することができ、帰還人口を増加させることにつなげる。

関連する事業の概要

浪江町共同調理場整備事業では、共同調理場を浪江東中学校敷地内に新設する。また、認定こども園も同中学校敷地内に新設し、乳幼児の保育・教育環境整備を図る。教育関連施設を集約させることで、各分野間での連携や教育効果、防犯面を強化する上で有効的である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	40	事業名	浪江町認定こども園整備事業（保育所の複合化・多機能化）（基金型）	事業番号	(4)-38-2
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	113,482（千円）		全体事業費	113,626（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町の今後の復興を支える人材育成として、保育・教育が果たす役割は非常に大きいものである。浪江町で学ぶことの意味を理解し、復興に密接に関係した保育・教育環境を整えることで、将来の浪江町を支える人材育成の基盤をつくる。そのために、子どもたちにとって安全かつ安心した学びができるよう、認定こども園を整備する。</p>					
事業概要					
<p>当面の復興拠点として、国道 6 号線と浪江町役場周辺の地域を位置づけており、優先的に生活利便施設や住宅の整備を進めていくこととしている。その地域内にある浪江東中学校敷地内に、認定こども園（定員 30 名）として保育所を建設する。当保育所は、町内にある津島保育所（定員 30 名）の機能を多機能化させ移転するものである。津島保育所は放射線量が高い帰還困難区域にあり、当面再開するめどはたっていない。より安全で安心な保育環境を整備するため、復興拠点内に整備をするものである。</p> <p>機能としては、津島保育所で実施していた一時預かり保育、延長保育に加え、支援センター事業として子育てするうえでの相談業務や援助、親子が交流できる場の提供とその促進などの機能を追加させ、認定こども園として開園させる。</p> <p>定員 30 名のうち、保育所へ通う人数として、3 歳未満児（3 号認定）は 5 名、それ以外（2 号認定）を 10 名、計 15 名と算定した。全体の 5 割を占め、幼稚園と保育園とで共有で利用する場所は（ほふく室、乳児室以外）、全体の 5 割を保育所分として計上することとする。</p>					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年までに準備するもの）					
(6) 生活環境の確保					
③福祉・高齢者・子育て支援施設					
・既存施設の再開や介護・福祉等の一体型センター拠点の整備により、それらの機能当面の復興					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度>～<平成 29 年度>					
新築工事					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>当該整備地域は、国道 6 号線東側の教育施設を集約する地域であり、小中学校との連携した教育や保育環境整備ができる。また付近へは災害公営住宅、仮設商業施設、福祉関連施設などの整備も検討されているため、一体的に帰還環境整備が可能である。</p>					
関連する事業の概要					
幼稚園の複合化・多機能化のほかに、保育所の複合化・多機能化を進め、幼保連携型認定こども園とし					

て整備をする。

幼児教育の他にも保育的機能を有する施設を一体的に整備することで、帰還する保護者の意向を尊重でき、幅広い未就学児保育・教育環境整備を図ることができ、帰還の促進につながると考えられる。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	浪江町認定こども園外構等整備事業（基金型）	事業番号	◆(4)-38-2-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	61,052（千円）		全体事業費	61,052（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町の今後の復興を支える人材育成として、保育・教育が果たす役割は非常に大きいものである。浪江町で学ぶことの意味を理解し、復興に密接に関係した保育・教育環境を整えることで、将来の浪江町を支える人材育成の基盤をつくる。そのために、子どもたちが安全かつ安心した学びができるよう、認定こども園を整備する。</p>					
事業概要					
<p>当面の復興拠点として、国道 6 号線と浪江町役場周辺の地域を位置づけており、優先的に生活利便施設や住宅の整備を進めていくこととしている。その地域内にある浪江東中学校敷地内に、認定こども園（定員 30 名）として保育所を建設する。当保育所は、町内にある津島保育所（定員 30 名）の機能を多機能化させ移転するものである。津島保育所は放射線量が高い帰還困難区域にあり、当面再開するめどはたっていない。より安全で安心な保育環境を整備するため、復興拠点内に整備をするものである。</p> <p>機能としては、津島保育所で実施していた一時預かり保育、延長保育に加え、支援センター事業として子育てするうえでの相談業務や援助、親子が交流できる場の提供とその促進などの機能を追加させ、認定こども園として開園させる。</p> <p>定員 30 名のうち、保育所へ通う人数として、3 歳未満児（3 号認定）は 5 名、それ以外（2 号認定）を 10 名、計 15 名と算定した。全体の 5 割を占め、幼稚園と保育園とで共有で利用する場所は（ほふく室、乳児室以外）、全体の 5 割を保育所分として計上することとする。</p>					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年までに準備するもの）					
(6) 生活環境の確保					
③福祉・高齢者・子育て支援施設					
・既存施設の再開や介護・福祉等の一体型センター拠点の整備により、それらの機能を確保します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度>～<平成 29 年度>					
新築工事					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>当該整備地域は、国道 6 号線東側の教育施設を集約する地域であり、小中学校との連携した教育や保育環境整備ができる。また付近へは災害公営住宅、仮設商業施設、福祉関連施設などの整備も検討されているため、一体的に帰還環境整備が可能である。</p>					
関連する事業の概要					
<p>保育所の複合化・多機能化のほかに、幼稚園の複合化・多機能化を進め、幼保連携型認定こども園として整備をする。</p>					

保育所機能のほかにも幼児教育機能を有する施設を一体的に整備することで、帰還する保護者の意向を尊重でき、幅広い未就学児保育・教育環境整備を図ることができ、帰還の促進につながると考えられる。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(4) -38-2
事業名	浪江町認定こども園整備事業(基金型)
交付団体	浪江町
基幹事業との関連性	
園庭整備や外構工事等を行うことで認定こども園の利便性向上を図り、保護者が安心して子育てができる環境を整える	